③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
0円								
1円～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）
１．企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
２．直近の11月末の状況について記載すること。
３．実施事業所ごとに記載すること。
４．「掛金額」は、企業型年金加入者掛金額をいう。
５．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
６．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。